

平成 30 年度 ドライブレコーダー機器導入促進事業実施要領

平成 30 年 4 月 1 日

公益社団法人 福島県トラック協会

1. 助成制度の対象

平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 2 月 28 日の間に、ドライブレコーダー機器導入を実施する会員事業者。

但し、入会后 6 ヶ月以上で会費の未納がないこと。

2. 助成金予算額 26,000,000 円

3. 助成対象機器 (別表参照)

- ・映像や走行に関するデータを記録できるドライブレコーダー車載器

4. 助成額 下記のとおりとする。(消費税は対象外)

※ ただし、国からの補助金が交付された会員に対しては全ト協分の助成金を交付しない。

1 会員：15 台を限度とする。

機能別助成額表

機器の分類	1 台当たりの助成金上限額		備 考
	国の補助金を受けない場合の助成額	国の補助金を受けた場合の助成額	
簡易型	10,000 円 (県ト協のみ)		<u>車載端末機 1 セットの 2 分の 1 (千円未満切捨て、1 台毎に計算)</u>
標準型	20,000 円 (県ト協のみ)		
運行管理連携型	40,000 円 (全ト協込)	20,000 円 (県ト協のみ)	

5. 実施期間

予算額に達し次第終了。(予算に余りがある場合は、平成 31 年 2 月 28 日までとする。)

前年度分 (4 月 1 日以前に導入したもの) は対象外となります。また、次年度への持越しは致しません。)

6. 導入効果等の報告

助成金の交付を受ける事業者は、別に定める調査票に基づき、機器導入の効果等の報告をすることとなります。

7. その他

車載端末機 1 セットの内容は、機器本体、取付け部品、メモリーカード等その他車に取付ける際の費用をいう。 以 上